

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
町田福祉保育 専門学校		平成1年2月20日		榎本雄文		〒194-0021 東京都町田市市中町2-10-21 (電話) 042(722)0313		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人榎本学園		昭和53年7月1日		理事長 榎本 雄文		〒194-0021 東京都町田市市中町1-13-1 (電話) 042(720)4826		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士	高度専門士		
教育・社会福祉	社会福祉専門課程		介護福祉学科		平成7年1月23日 文部省告示第7号	—		
学科の目的		本学科は学校教育法に基づき、深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、介護福祉の分野に貢献できる人材を養成することを目的とする。						
認定年月日		平成27年2月25日						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	2,126時間	968時間	702時間	456時間	0時間	0時間	
	単位時間							
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
80人		42人	9人	5人	19人	24人		
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価の基準: 学期末試験にて60点以上を合格基準とする 評価の方法: 実技試験・筆記試験			
長期休み	■学年始め: 4月1日 ■夏季: 8月3日～8月21日 ■冬季: 12月28日～1月7日 ■学年末: 3月15日～3月31日			卒業・進級 条件	規定の授業科目を履修すること 規定の授業出席数に達していること 規定の成績を収めていること 授業料を収めていること			
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席者への指導等の対応 電話連絡・個人・保護者面談			課外活動	■課外活動の種類 各種ボランティア活動 ■サークル活動: 無			
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)			
	■就職指導内容 進路相談、斡旋、面接指導等				資格・検定名 種 受験者数 合格者数			
	■卒業者数 26 人				介護福祉士 ② 26人 26人			
	■就職希望者数 26 人				レクリエーション・インストラクター ③ 26人 26人			
	■就職者数 26 人							
■就職率 : 100 %								
■卒業者に占める就職者の割合 : 100 %								
■その他 ・進学者数: 0人								
(令和6年度卒業者に関する 令和7年5月1日 時点の情報)								
中途退学 の現状	■中途退学者 2 名 令和6年4月1日時点において、在学者53名(令和6年4月1日入学者を含む) 令和7年3月31日時点において、在学者51名(令和7年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による常日頃の細やかなコミュニケーション、個別面談・保護者面談の実施			■中退率 3.8 %				
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載							
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)							
当該学科の ホームページ URL	URL: https://www.enomoto.ac.jp/fukushi/							

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係			
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針			
「深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、介護福祉及び保育の分野に貢献できる人材を養成すること」という本校の目的を達成するために、関連施設等の求める人材を育成すべく、主として授業科目の開設や・授業内容・方法の改善を目的として、教育課程編成委員会の開催、個別のヒアリング・意見交換等による関連施設等との連携を推進する。			
(2)教育課程編成委員会等の位置付け			
実践的かつ専門的な教育を実現するため、関連施設との連携を通じて必要な情報の分析・把握を行い、教育課程の編成に役立てることを目的とし、本校教職員と企業関係者等の外部委員にて構成する。			
教育課程に反映する基本過程は、夏期委員会で審議 ⇒ 本校主任会にて共有・審議 ⇒ 本校教職員にて次年度教育課程授業内容案作成 ⇒ 冬期委員会で審議 というサイクル。			
(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿			
令和7年7月1日現在			
名 前	所 属	任期	種別
小泉 昇	社会福祉法人相模翔優会 特別養護老人ホーム ル・リアンふかみ 施設長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
田口 久美子	公益社団法人神奈川県介護福祉士会 統括責任者	同上	①
森田 健一	株式会社日本経営介護福祉コンサルティング部 顧問	同上	③
榎本雄文	学校法人榎本学園 町田福祉保育専門学校 校長	同上	
石岡周平	同 副校長	同上	
※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。			
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)			
②学会や学術機関等の有識者			
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員			
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期			
年2回、夏期・冬期			
(開催日時)			
令和7年 8 月 27日 16:00～17:00			
令和8年 3 月 15 日 16:00～17:00			
(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況			
※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。			
「話す力」「書く力」を日常的に訓練できる授業内容にしてゆきたい。いくつかの授業の中で、個人発表やレポート作成を取り入れた。他にも関連した科目のなかで、様々な工夫が考えられる。今後の検討課題である。			
介護、保育の両分野あることのメリットを活かしたカリキュラムの工夫、という意見について、今後の検討課題である。			
2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係			
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針			
介護現場でのニーズに対応できる人材育成を目指し、技術・技能の習得はもとより、職業意識の涵養、モチベーションの向上に資する実習授業を編成する。			
(2)実習・演習等における企業等との連携内容			
企業等実習先に所定期間それぞれでの実習受入れ、指導、評価までを包括的に依頼している。			
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。			
科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等	
基礎実習A	・実習施設の概要を理解する。 ・介護保険制度(法制度)と介護サービスの実際を知り、施設の役割を学ぶ。	特別養護老人ホーム等 総数84社 清風園、芙蓉園、グリーンヒルズ相模原、第2松風園、横浜らいず、ほか	
基礎実習B	・多種多様な施設や事業所の概要と役割を理解する。	通所介護等 総数28社 デイサービスセンター芙蓉園、グリーンワフ東戸塚、ななかまど、グループホームあおぞら、わさびだ療育園、ほか	
居宅介護実習	・事業所の概要を理解する。 ・地域との関わりを理解する。 ・職員間のチームワークを学ぶ。 ・ホームヘルパーの役割を理解する。	ヘルパーステーション等 総数19社 ヘルパーステーション清風園、ヘルパーステーション合掌苑、玉川グリーンホーム、東京高齢協町田地域センター、神奈川県ホームヘルプ協会、ほか	
施設実習Ⅰ	・実習施設の目的・役割・概要を理解する。 ・地域社会における施設の役割を理解する。 ・関係職種の種類と役割を理解し、連携のあり方を具体的に学ぶ。 ・介護福祉士としての自己の課題を見出す。	特別養護老人ホーム等 総数84社 第二清風園、合掌苑桂寮、グリーンワフ東戸塚、七沢自立支援ホーム、丹沢レジデンシャルホーム ほか	
施設実習Ⅱ	・実習施設の目的・役割・概要を理解する。 ・地域社会における施設の役割を理解する。 ・チームの一員として援助が出来るよう、他職種への理解とチームのあり方を具体的に学ぶ。 ・介護福祉士としての自己を明確にし、介護福祉に関する、研究的態度を養う。	特別養護老人ホーム等 総数84社 悠々園、福音の家、シルバータウン相模原、ハートランドぐらんぱぐらんま、相模原療育園、ほか	

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針			
学園の研修規程第2条(研修の目的)に定められているとおり、「榎本学園および各校の教育理念・目的を十分に理解させ、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な教職員の能力、資質等の向上を図ること」を基本方針とする。			
(2)研修等の実績			
①専攻分野における実務に関する研修等 研修名：全国教職員研修会(連携企業：公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会) 期間：10月に実施。対象：介護系学科教員 研修内容：先進的な取り組み(介護施設・企業等)や他校事例等の講演を受講、情報交換			
②指導力の修得・向上のための研修等 研修名：人権教育研修(連携企業：公益財団法人東京都私学財団) 期間：12月に実施。 研修内容：発達障害に対する理解と支援			
(3)研修等の計画			
①専攻分野における実務に関する研修等 研修名：全国教職員研修会(連携企業：公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会) 期間：10月に実施。対象：介護系学科教員 研修内容：先進的な取り組み(介護施設・企業等)や他校事例等の講演を受講、情報交換			
②指導力の修得・向上のための研修等 研修名：「子供を取り巻く社会状況と学校・保護者の役割」(連携企業：公益財団法人東京都私学財団) 期間：9月に実施。 研修内容：携帯電話社会の情報モラルや解決について理解を深める			
4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係			
(1)学校関係者評価の基本方針			
学校評価ガイドラインの項目それぞれについて、客観的な達成度合いを認識し、改善への指標とする。			
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応			
ガイドラインの評価項目		学校が設定する評価項目	
(1)教育理念・目標		教育理念・目標	
(2)学校運営		学校運営	
(3)教育活動		教育活動	
(4)学修成果		学修成果	
(5)学生支援		学生支援	
(6)教育環境		教育環境	
(7)学生の受け入れ募集		学生の受け入れ募集	
(8)財務		財務	
(9)法令等の遵守		法令などの遵守	
(10)社会貢献・地域貢献		社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流			
※(10)及び(11)については任意記載。			
(3)学校関係者評価結果の活用状況			
介護福祉士国家試験では高い合格率を保てる学習指導に期待したい、という意見を受け、「国試対策」という科目を設けた。			
(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿			
令和7年7月1日現在			
名 前	所 属	任期	種別
小泉 昇	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 会員	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	業界団体会員
森田 健一	株式会社日本経営介護福祉コンサルティング部 顧問	同上	関係施設長
野村 明洋	一般社団法人 東京都民間保育園協会 会員	同上	業界団体会員
島田 恭子	社会福祉法人 真生会 理事長	同上	関係施設長
※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例)企業等委員、PTA、卒業生等			
(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期			
ホームページ			
URL: https://www.enomoto.ac.jp/valuation.html			
令和7年11月1日(予定)			

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

情報提供ガイドラインの項目を指標として、適正な情報提供を実施する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	各学科等の教育
(3)教職員	教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金・就学支援
(8)学校の財務	財務情報
(9)学校評価	学校評価
(10)国際連携の状況	国際連携の状況
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

<https://www.enomoto.ac.jp/valuation.html>

授業科目等の概要

(社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の理解	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	2前	30	2	○			○		○		
○			コミュニケーション論	介護実践のために必要な人間の理解や他社への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。	1前	30	2	○	△		○			○	
○			人間関係とコミュニケーション	個人が自立した生活を営むということを理解するため個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。	1後	30	2	○			○		○		
○			生活と福祉	我が国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。	2後	30	2	○			○			○	
○			社会保障制度	介護福祉士として必要なリハビリテーションと障害に関する基本的な考え方、サービス体系のあり方、リハビリテーションサービスの実践について理解する。	2後	30	2	○			○			○	
○			リハビリテーション	その人その人の生きてきた時代背景やできごととは本人にとっては色あせることはない。過去を肯定することで、現在である今を生きることができる。人を理解するには「その人が生まれてこれまで歩んできた道程」を把握する。	2前	30	2	○			○			○	
○			児童福祉論	現代社会における児童福祉の理念と異議について理解させる。現代社会における児童の成長・発達と生活実態について理解させるとともに児童福祉の社会的背景について理解させる。児童に対する相談援助活動について理解させる。児童福祉に関する法とサービスの体系について理解させる。児童福祉及び関連分野の組織・専門職とその連携の在り方について理解する。民間サービスの社会的意味とその現状について理解する。	2後	30	2	○			○			○	
○			情報	情報の共有はチームケアには必須である。必要な情報は記録として活用、保存される。情報の取り扱いの重要性と多職種との協働に必要なコミュニケーションの一つとしての記録のあり方について学ぶ。	1後	30	1		○		○			○	

○		介護の基本 Ⅰ/Ⅱ	介護福祉士を取り巻く状況や背景、社会的役割を理解し、介護サービスの提供される場の特性を学ぶ。介護を必要とする人を「生活する人」として受け止め、利用者の生き方（個別性）を理解する。	1 前	60	4	○			○	○		
○		介護の基本 Ⅲ/Ⅳ	介護を必要とする人の個性や多様性、複雑性を理解する。ケアマネジメント、ケアプランの流れと仕組みを通し、生活の場の特性や連携のあり方について理解する。	1 後	60	4	○			○	○		
○		介護の基本 Ⅴ/Ⅵ	利用者が安心して生活が営める生活環境を整え、危機管理や関係職種間の連携のあり方を理解する。介護従事者の健康管理について学び、安全、安心できる介護の実現を目指す。	2 前・ 2 後	60	4	○			○	○	○	
○		コミュニケーションの 基本	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	1 前	30	2	○	△		○	○		
○		手話	聴覚障害者の生活、コミュニケーション方法について理解を深める。日常会話も手話で表現する。	1 前	30	1	△	○		○		○	
○		点字	視覚障害者の介護に必要な基本的な知識・技術を学び、視覚障害者の生活の不自由さをできるだけ軽減する具体的な方法を知る。視覚障害者のコミュニケーション手段のひとつである点字についての基礎的な知識を習得し、点字の初歩を学ぶ。	1 後	30	1	△	○		○		○	
○		レクリエーション概論	レクリエーションの提供を効果的に行うためには対象者との良好なコミュニケーションがかかせない事を理解する。また、変容するレク支援の現場に即したプログラムの立案を行う。	1 前	30	1	△	○		○	○		
○		生活支援技術Ⅰ	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。ベッドメイキング、身体の動かし方・支え方、車いすの介護、食事の介護、着脱の介護、排泄の介護、移送の介護、身体の清潔、事例演習	1 前	90	3		○		○	○		
○		生活支援技術Ⅱ	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助出来る技術や知識について習得する。学習とする。感染予防、罨法、バイタルサイン、与薬、緊急時の対応、和室の介護、リフト車/車いす体験、技術確認、事例演習、スライド/スライドボード/リフト、褥瘡の介護	1 後	60	2		○		○	○		

○		生活支援技術Ⅲ	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助出来る技術や知識について習得する学習とする。移動の介護 復習、排泄の介護 復習 着脱の介護 復習、実習前演習、視覚障害に応じた介護、聴覚・言語障害に応じた介護、運動機能障害に応じた介護、内部障害、重複障害、事例演習	2 前	30	1		○	○	○				
○		障がい者への支援	障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2 前	30	2	○		○			○		
○		住環境と福祉用具	生活環境の中にあるバリアや生活支援の工夫について学ぶ。住環境整備をはじめとするさまざまな支援の基本を学ぶ。	2 後	30	1		○	○	○				
○		栄養・調理	介護福祉士が食の支援をする上で必要な知識と技術を養う。健康維持と共に、生きる喜びである食事作りと、栄養バランスの良い食習慣や嗜好に行き届いた心遣いのケアを学ぶ。	1 通	60	2	△	○	○			○		
○		被服	衣服の補修に役立つ縫い方の基礎を正しく身に付けさせる。手芸の基礎を学ぶ。手縫いの基本的な技術を取り入れた作品を作る。リハビリに役立つ手芸作品を作る。	2 前	30	1		○				○		
○		介護予防とアクティビティ	介護予防（認知症、転倒、嚥下、失禁、膝痛など）のニーズをふまえた上で、ADLの低下を防ぎ、生活の質（QOL）の向上を目指す為の援助について理解する。	2 前	30	1	△	○	○			○		
○		介護過程Ⅰ	介護過程の意義と目的について理解し、対象者の生活上の課題とその解決に向けたプランを作成する必要性を学ぶ。講義を中心に事例を取り入れながら、介護過程の理論を学び介護過程の基礎的な知識を理解する。	1 前	30	1	△	○	○			○		
○		介護過程Ⅱ	個別の生活課題や潜在能力を引き出すためのアセスメント、自立支援にそった介護計画の立案・実施・評価、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解する。	1 後	30	1	△	○	○			○		
○		介護過程Ⅲ	施設実習を終えて、より具体的な利用者像を基に自立支援に沿った介護計画の立案・実施・評価の過程を学習し身につける。ケーススタディを通じて介護が必要な利用者の全体像を捉えて、個別の生活課題を解決していく方法を学ぶ。	2 前	60	2	△	○	○			○		
○		介護過程Ⅳ	さまざまな事例を基に、これまで学習してきた専門知識を整理、活用し、個別介護過程に応用できる力を身に付ける。事例を共有する過程でこれまでの専門知識を振り返り、グループでの事例検討を通じて計画立案とプレゼンテーションの演習を行う	2 後	30	1	△	○	○			○		

○		介護総合演習Ⅰ	介護実習に向けての心構え、予備知識、動機付け等の準備を行うことを目的とする。実習前指導を中心に、実習の意義・目的を理解するとともに、介護実習先の理解（人間理解とサービス提供の場）を深める実習に臨む基本的姿勢を身につける。記録の重要性を理解し、文章力・表現力を強化しながら記録の書き方を学ぶ。	1 前	30	1		○	○	○				
○		介護総合演習Ⅱ	基礎実習の体験を基に、円滑かつ有効に施設実習Ⅰ・Ⅱを行えるようにすることを目的とする。基礎実習Ⅰ・Ⅱの振り返りから、施設・利用者の理解を深め、介護職の役割を学ぶ。実習日誌・個別介護計画の書き方を学ぶ。	1 後	30	1		○	○	○				
○		介護総合演習Ⅲ	施設実習に向けて、基礎・施設実習の学びや反省を基に、施設実習Ⅱが円滑かつ有効に行えるようにすることを目標とする。	2 前	30	1		○	○	○				
○		介護総合演習Ⅳ	これまで学んだ知識や技術など学内での学びを統合して、実際場面に適用できる柔軟性や応用力、判断力を養うことを目的とする。	2 後	30	1		○	○	○				
○		基礎実習 A	利用者とのコミュニケーションや人間的なふれあいを通してニーズを感じとり介護者の役割を学ぶ。	1 前	80	2		○	○	○			○	
○		基礎実習 B	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、利用者、家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種とのチームケアを学ぶ。	1 後	40	1		○	○	○			○	
○		施設実習Ⅰ	利用者の状況（心身の障害に起因した状況やその日の状態）に対応した生活支援技術を習得し、関係職種との連携のあり方を学び、利用者の生活をよりよくする介護者の役割を理解する。	1 後	160	3		○	○	○			○	
○		施設実習Ⅱ	利用者の生活のニーズと個別性を理解し、適切な介護を展開する力を身につけると共に、専門職としての自覚をもち、自己の介護福祉観を深めていく。	2 前	160	3		○	○	○			○	
○		居宅実習	居宅における利用者の生活状況を把握し、居宅での介護福祉士の役割を学ぶ。利用者および家族の生活状況を知り、生活支援の実際を学ぶ。保健・医療・福祉サービスの連携の重要性を理解し、連携のとり方を学ぶ。	2 後	16	1		○	○	○			○	
○		発達と老化の理解	成長・発達の観点から老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化及びその特性に基本的知識を学ぶ。	1 後	30	2	○		○	○				
○		高齢者と健康	老化に関する身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する。	1 前	30	2	○		○	○				

○			認知症の理解	認知症を取り巻く歴史的背景や施策、認知症のある人の現状を理解する。認知症の症状の特徴を学び、それによって引き起こされる機能の変化や日常生活への影響について理解する。	1 後	30	2	○			○			○	
○			認知症の支援	認知症のある人の意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2 前	30	2	○			○			○	
○			障害者の理解 A	障害の概念や障がい者福祉の基本理念等を学び、障害の考え方について理解する。	2 前	30	2	○			○				○
○			障害者の理解 B	障害に関する基礎的な概念を理解した上で心理面・社会面・医学面から総合的に支援の判断ができるようになる。尊厳を持った関わりができるようになる。講義を中心に介護福祉士として障害について考えることができるようになる。	2 後	30	2	○			○				○
○			こころのしくみ	成長・発達の観点から老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化及びその特徴に関する基礎的な知識を習得する。	1 後	30	2	○			○				○
○			からだのしくみ	こころとからだの両面から利用者の状態を見て、その状態がどのような要因から引き起こされているのか、その根拠となる知識を学ぶことによって、利用者の残存機能が潜在能力を引き出すことができるようになる。	1 後	30	2	○			○				○
○			生活支援Ⅰ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能および介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	1 前	30	2	○			○			○	
○			生活支援Ⅱ	生活支援技術に必要な人体の構造と機能について必要な見守りから看取り（終末期）まであらゆる介護場面において適切な介護ができることをねらいとする。	1 後	30	2	○			○			○	
○			医療的ケアⅠ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下が可能となり、介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。医療的ケアを安全に実施するための基礎を学ぶ。喀痰吸引に関する基礎知識・実施手順について学ぶ。	1 後	30	2	○			○			○	
○			医療的ケアⅡ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下で可能となったことを受け、介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。喀痰吸引の実施手順・留意点について学ぶ。喀痰吸引の実施手順とともに、安全確認・急変や事故発生時の対応について理解する。	1 後	8	1	○			○			○	

○			医療的ケアⅢ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下が可能となり介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。喀痰吸引の実施手順と共に、安全確認・急変や事故発生時の対応について理解する。消火器の仕組み・状態を理解し、経管栄養の基本的知識について理解する。	2 前	30	1	○	△		○	○			
○			医療的ケアⅣ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下が可能となり、介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。ただし、医療的ケアⅠ～Ⅲ（実時間50時間）を履修したものに限る	2 後	12	1		○		○		○	△	
○			レクリエーション活動援助法	レクリエーションの持つコミュニティワークを通してクラスの仲間を知る。レクリエーション支援に必要な素材について体験を通して学び、その活動の持つ意味について考える。	2 後	30	1		○		○	△	○		
○			ゼミナール	高齢であっても、障がいがあっても、あたりまえに共に生きていける社会を目指す。多様化するニーズに応えられるような社会福祉の専門性を高め、実践力を身につける。各ゼミナールで、ディスカッションや施設見学、専門書の精読等を通しテーマの理解を深める。	2 前	30	1		○		○	△	○		
○			卒業対策 (国試対策)	卒業後の社会人としてのありかたを学ぶ。国家試験対策を行う。就職指導、社会人としてのマナー教育、国家試験対策。	2 通	60	2		○		○		○		
合計				5 6 科目		2,	1 2 6 単位時間	(9 3 単位)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
規定の授業科目を履修すること 規定の授業出席数に達していること 規定の成績を収めていること 授業料を収めていること		1 学年の学期区分	2 学期
		1 学期の授業期間	1 5 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。